

## 令和3年第13回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和3年11月17日（水） 午後2時00分から午後4時00分
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室
出席委員	教育長 西村 文一 教育長職務代理者 松山 顕子 委員 野口 喜代美 委員 山脇 秀錬 委員 藤田 浩二
事務局出席者	次長（社会教育担当） 田村 勝也 次長（総務・管理担当） 松本 忠 次長（学校教育担当） 乾 斉司 教育総務課長 谷 綾子 社会教育スポーツ課参事 岡崎 徳幸 人権推進室長 宿谷 辰夫 人権推進室長補佐 藏本 龍樹 教育総務課長補佐 武部 薫
書記	教育総務課係長 山本 明美
傍聴者	なし

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和3年第12回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 11月 教育長 教育行政報告
- (2) 令和4年（2022年）甲賀市成人式の開催について
- (3) 人権に関する総合計画（改訂版）の策定について
- (4) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第64号 令和3年第7回甲賀市議会定例会（12月）提出  
議案に係る教育委員会の意見聴取について
- (2) 議案第65号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況  
の点検及び評価に関する報告書の策定について
- (3) 議案第66号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命につ  
いて

4. その他、連絡事項など

- (1) 令和3年第14回（12月臨時）甲賀市教育委員会について
- (2) 令和3年第15回（12月定例）甲賀市教育委員会について
- (3) 令和4年第1回甲賀市教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午後 2 時 0 0 分〕

次長（総務・管理担当） 改めまして、こんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただ今から、令和 3 年第 1 3 回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。

（一同 市民憲章唱和）

次長（総務・管理担当） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして西村教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 改めまして、みなさんこんにちは。

委員の皆様方には、先週水曜日の教育委員会委員協議会に続き、本日はご多忙の中、令和 3 年第 1 3 回教育委員会定例会にご出席いただき、ありがとうございます。先週の委員協議会では、教育委員用のタブレット配布と簡単な操作説明を行いました。今後積極的に活用していきたいと考えております。定例会開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、わが国における成年年齢は、明治 9 年以來 1 4 0 年間 2 0 歳とされてきました。しかしながら平成 2 7 年 6 月に「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立・公布され、平成 2 8 年 6 月以降に実施される選挙から選挙権年齢が「満 2 0 歳以上」から「満 1 8 歳以上」に引き下げられたことにより、国政上の重要な事項の判断に関して 1 8 歳、1 9 歳の人を大人として扱うという政策が進められてきました。こうした政策を踏まえ市民生活に関する基本法である民法においても、1 8 歳以上を大人とすることが適当ではないかという議論が進められ、成年年齢を 1 8 歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が令和 4 年 4 月 1 日から施行されます。

世界的にも成年年齢を 1 8 歳とするのが主流であり成年年齢を 1 8

歳に引き下げることには18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、積極的な社会参加を促すことが期待されます。

一方今年3月、文部科学省による「主権者教育推進会議」の最終報告がまとめられ、小中学校からの体系的な主権者教育や家庭や地域と連携した取り組みの必要性を提言しています。また、同報告書においては、「公職選挙法等の一部を改正する法律」の成立、公布後の平成27年10月に出された、高校で政治的中立性を確保しつつ現実の政治事象を扱うことや自分の意見を持ちながら、議論を通して批判的に検討、吟味することなどの重要性などを盛り込んだ初等中等局通知についても評価をしています。

しかしながら、文部科学省の調査結果の分析では、個人的な主義主張を述べることは避け、教員は公正かつ中立的な立場で指導することとしていることから、教員が政治的中立性を過度に意識するあまり指導に躊躇する現状があることが示されています。

外国、特に西欧などの高校生に比べてわが国の高校生は一般的に社会的関心が低い子どもたちが多く、政治的な問題について自分の意見を持つ者が少ないことがいろいろな調査で明らかになっています。また外国の若者との議論の場で、わが国の若者が幼く感じられたり発言力で見劣りしたりする場面もしばしば見かけます。

この背景には、共同社会を意識した自重と協調を尊重する文化と、個人の個性や意見を第一に優先する文化との違いがあり、高校生や若者だけにとどまらず私たち大人にも当てはまることだと思えます。

政治教育について述べている「教育基本法第14条」において「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重しなければならない」とされており、主権者教育の推進は重要であると考えてところです。

先月末には衆議院議員総選挙が行われ、新しい内閣が発足しました。公職選挙法が改正され、選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられた後の衆議院議員総選挙は今年で2回目でありました。今回は全体としては前回は上回ったものの戦後3番目に低い投票率であった前回

の56%に対して、18歳は51%、19歳は35%、両方合わせて10歳代としては43%であり、他の年齢層に比べて低い投票率でした。また前回の平成29年の選挙では全体の54%に対し、10歳代が40%、20歳代が34%と、今回と同じように若年層の投票率の低くさによって若者の政治への関心の実態が改めて明らかになったところです。

主権者教育推進に関して重要となるのは、多様性や独自の尊重は当然のことながら、他人と違うことをも積極的に認め合う個性の育成であると言えます。個々に違っていてもよいということに留まらず、他人と同じ意見ばかりでは主権者たり得ない、また自分の意見を持たない者は一人前の大人とは言えないのではないかという視点も大切になってくるのかも知れません。過度に協調性を求める社会の意識や同調圧力を、疑問を持たずに受け入れるといった「出る杭は打たれる」式の思考、生活様式を変えていく必要があるとも考えるところです。

本日も次第に沿って会議を進めさせていただきます。

委員の皆様方からの忌憚のないご意見・ご指導を賜りますようお願いを申し上げ、令和3年第13回教育委員会定例会開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

それでは、日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

はじめに1. 会議録の承認(1) 令和3年第12回甲賀市教育委員会(定例会) 会議録の承認について、資料1につきましては、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長

それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

(1) 10月27日(水)開催の第12回教育委員会定例会以降の教育長教育行政報告について、資料2の中から以下の5件について報告いたします。

まず1点目は、11月2日（火）午後に綾野小学校で開催されました「県小中学校教育研究会国際理解教育部会研究発表大会（甲賀・湖南大会）」についてです。当日は3年生の「総合的な学習の時間」を使った「外国に興味を持とう」という単元の公開授業の後、綾野小学校と湖南省立日枝中学校の担当の先生から、日本語教室の取り組みや外国にルーツをもつ子どもたちへの学習支援の活動について実践報告がありました。その後、昨年度末まで、韓国のソウル日本人学校とハンガリー・ブダペスト日本人学校に派遣されておられた二人の先生から海外教育事情報告があり、興味深く聞かせていただきました。

2点目は、11月4日（木）の午前中に訪れました展覧会「櫛野寺×<sup>アール</sup>ART <sup>ブリュット</sup>BLUT～甲賀の表現者たち～」についてです。甲賀町櫛野にある櫛野寺客殿で11月3日から28日まで開催されているアールブリュット展では、障害者福祉作業所「やまなみ工房」で活動する17名のアーティストによる絵画や陶芸、刺繍等のアート作品が展示されています。本市では日常生活の中に「気軽にアールブリュット作品の魅力を感じられる場所」を提供し、新しい豊かさといつもの暮らしに幸せを感じるまちを目指しており、このような取り組みを積極的に進めています。

次に3点目は、11月6日（土）の午後に、あいこうか市民ホールで開催されました「忍術講演会」についてです。本市では甲賀流忍者を広くPRしようと「甲賀流忍者検定」を毎年実施していますが、去年はコロナ禍の影響で中止となり、今年は6月の開催を延期し、人数を制限したうえで11月6日の午前中に「第13回甲賀流忍者検定」が行われました。全国各地から初級に50人、上級に14人がエントリーされ、知識を問う筆記テストと手裏剣投げの腕を競う実技試験に取り組みました。午後からは、記念講演会が行われ、我が国の忍者・忍術研究の第一人者である三重大学人文学部教授・山田雄司先生に「忍術のウソ・ホント」と題して講演をしていただきました。

4点目は、11月10日（水）に伴谷総合グラウンドで行われました「第24回水口町秋季ゲートボール大会」についてです。雨天のため

に開催が一日延期となりましたが、水口町内から参加された9チーム合計89名のみなさんが、ゲートボールの技能向上と相互の親睦、体力の保持増進を図るとともに、健康で明るい地域社会づくりのために競技に取り組まれました。

最後に5点目は、11月12日（金）午後に朝宮小学校で行われました「グランドピアノお披露目式」についてです。朝宮小学校のご出身で、現在は守山市でスターエンジニアリング株式会社の代表取締役をされている和田英幸氏が、後輩たちのためにとこの度グランドピアノをご寄贈いただき、そのお披露目式が開催されました。

市長より感謝状贈呈が行われ謝辞が述べられるとともに、子どもたちはお礼として、「朝宮茶摘み唄」「朝宮小唄」「おかげ踊り」の発表があり、新しいピアノの伴奏による「花は咲く」の合唱も行われました。また最後に、和田氏からは子どもたちに対して、朝宮小学校での思い出話や挨拶ができ周囲の人を思いやれる人になって欲しいなどのお話をしていただきました。

以上、11月教育長教育行政報告といたします。

教育長           それではただ今の11月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員           様々な興味深い報告をありがとうございました。報告にありました11月2日の滋賀県小中学校教育研究会国際理解教育部会についてです。甲賀市では国際教育の充実が教育大綱にも謳われておりますが、国際理解教育で何を目指されるのか興味を持っています。これまでの国際教育は、フェスティバル、食べ物、ファッションという3Fが中心でしたが、これからは、それだけでなく違いを認め合いながら自分に何ができるか、行動につなげる国際教育といわれています。研究発表大会での共通認識や強調されていたこと、意見があれば教えてください。

教育長           この研究発表大会は、国語や算数、英語などの教科毎の部会や国際理解教育や総合学習、性教育などの分野別部会がある県全体の研究組織による研究発表大会になります。当日の内容は、授業としては外国

のそれぞれの良さを認め合う国際理解教育で、報告の一つは綾野小学校と日枝中学校における外国人児童生徒の教育をいかに進めていくかということと、もう一つの報告は日本人学校の教職員としての体験談で、統一したコンセプトによる研究発表ではなく、国際理解に関する様々な観点からプログラムが組み立てられていました。

野口委員 参考になります。さらにお聞きします。貴生川小学校では毎年4年生が国際教育を学んでおり、これまで4年間関わっています。共に住むためにどんなことが大切であるかを共に考える授業で、総合学習であり人権教育であり国際教育でもあります。市内に住む様々な国籍のゲストを招き、日本ではこうだけどあなたの国ではどうですかなど違いを聞いたり、施設を回って調べたりして、子どもたち自身が発見した内容を参観日に発表をします。このような国際理解教育は甲賀市内でも学校によって取り組みが違いますし、研究発表大会でも情報があったと思います。情報の集約はどのようにされているのでしょうか。

次長（学校教育担当） 人権教育として考えますと、毎年どのような人権教育をしたか、県がアンケートで集約されていますので、大まかな項目は集約できております。ただ1つ1つの具体的な内容になると十分とは言えないところがあります。

野口委員 情報収集していくと、甲賀市の大切な点が見えてくるかもしれないと思います。先生方が本当に一所懸命子どもたちの教育のために頑張っておられて感動します。よろしくお願いします。

教育長 他にご質問等はございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、ただ今の11月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(2) 令和4年(2022年)甲賀市成人式の開催について、資料3に基づき報告を求めます。

社会教育スポーツ課参事 それでは、令和4年(2022年)甲賀市成人式の開催について説明をさせていただきます。

1点目の趣旨につきましては新成人という新しい人生の門出を祝福

し、一人ひとりが次代の地域社会を担うものとしての自覚を新たに持っていただく機会として開催いたします。2点目の主催につきましては、市、教育委員会、そして成人式実行委員会でございます。3点目の日時につきましては、令和4年1月9日（日）13時開場、第一部記念式典が14時から、引き続き、第二部記念イベントを開催いたします。4点目の会場につきましては、前は6会場の分散開催を行いましたが、今回は3会場での分散開催で行うこととしております。出身中学校別に会場を指定します。5点目の対象については本市に住民登録のある方、住民登録はないが市内の学校に通ったことのある方、また市内にお勤めで甲賀市の成人式に参加希望の方でございます。8月1日現在で住民登録は、男性476人、女性443人の合計919人となっております。6点目の日程については、資料のとおりでございます。7点目の運営方法については、あいこうか市民ホールをメイン会場に主催者、来賓に出席いただき記念式典を開催し、その様子を碧水ホール及び甲南情報交流センターの2会場にライブ配信をいたします。また、来賓案内については例年どおりさせていただき予定で、登壇者についてはできる限り少人数で行う予定です。第二部につきましては、各会場で実施します。8点目のコロナ感染対策につきましては資料のとおりでございます。なお、今回は事前に開催案内通知を発送し、当日入場券を持参いただくことで受付におけます密集を防ぐとともに、ロビーやトイレなど三密にならないよう対策を講じることとしております。別紙でございますが、あいこうか市民ホールの集客可能人数は377席、対象校を水口中、水口東中、土山中、その他で参加想定人数が358人、碧水ホールの集客可能人数は216席、対象校は城山中、信楽中、参加想定人数は211人、甲南情報交流センターの集客可能人数は228席、対象校は甲賀中、甲南中で、参加想定人数は225人となっております。参加想定人数は、近年の参加率を参考に約8割で想定しております。なお前は各部局の職員の出役をお願いしていましたが、今回は3会場であることから、教育委員会事務局での対応を考えております。また、救護担当として健康福祉部に

は一部お願いをしたいと考えております。

以上、令和4年甲賀市成人式の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

教育長 　　ただ今、令和4年甲賀市成人式の開催について報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

山脇委員 　　新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてはしっかりされているように思います。飲酒についてですが、前回の成人式では飲酒をしていることが認められる場合は入場禁止であったように思います。妨害するような行動が心配されますので、飲酒は認めないということを入れていただきたいと思います。

社会教育スポーツ課参事 　　ご意見をいただきました飲酒の禁止について別途指示します。

教育長 　　他にご質問等はございませんでしょうか。

野口委員 　　質問と私の考えを述べさせてください。昨年の成人式は、ステージの上から見下ろすのではなく、参加者に身近な席でしたので参加者の気持ちが伝わってきて、また会場が分かれていても、インターネットでつながっていて本当によかったと思いました。一つは、当時の担任の先生が相談して早い時間から来られており、メッセージを自筆で書かれて持って来られていました。席は準備されてなかったようですが教育委員会の方が会場に案内をしてくださったのでとても先生は喜んでおられました。メッセージを渡す機会がなくどうしようかとなり、会場にあったボードを利用して子ども達に伝わるようにされました。一番近い存在であり、その日は遠い存在であると感じました。他の学校とのつながりやみんなと出会うことも大切だけれども、中学校生活での先生との思い出も大きいものがあります。先生方は、いるべきか帰るべきか迷われているような状況になっていましたので、先生と生徒をつなぐ時間となるように席を用意するなどしていただけたらと思います。また、最後にそれぞれの会場からこれからの夢や願いを語るというプログラムが予定されていたのですが、新型コロナウイルス感染症対策のため省略になり、期待して待っていたので残念でした。会

場が分かれていてもインターネットでつながり、そのようなことを語るからこそ、会場を超えてお互いの考えを理解しあうことになり大切だと切実に感じました。運営委員の方がゲームなど主体的に進められていてそれも良いと思いますが、成年として思うことを発表することで、つながる場があればよいと思います。実施できればありがたいと思います。

社会教育スポーツ課参事 1点目の先生の席についてですが、去年は二部の中で先生に参加いただくことをサプライズにすると成人式実行委員会で決められたため予め席の用意ができませんでした。今年度も成人式実行委員会で議論を重ねており検討させていただきます。メッセージについても実行委員会で協議、検討させていただきます。

野口委員 ありがとうございます。その時に流された学校の動画についてですが、卒業してから自分の学校をじっくり見ることはあまりないので、私がいた甲賀の会場では、みんな静かに、でも表情豊かに見ていたのでいいことだと思っていました。離れていても、甲賀市の中でつながっていたということを感じられたらいいなと思います。それから、成人式が終わってから1時間くらい帰らずにいましたので、このように会える機会は大切だと思いました。

教育長 他にご質問等ありますでしょうか。  
(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、甲賀市成人式の開催については、報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(3) 人権に関する総合計画(改訂版)の策定について、資料4に基づき報告を求めます。

人権推進室長 人権に関する総合計画(改訂版)の策定については、委員の皆さま・市民の皆さまの協力によりまして策定を終えたところです。概要については室長補佐から説明申し上げます。

人権推進室長補佐 人権に関する総合計画(改訂版)の策定についてご報告いたします。第8回の教育委員会定例会においてご報告いたしました通り、9月1日から9月30日までの期間において、パブリック・コメント

を実施した結果、意見書の提出はございませんでした。その後、部長会議等の庁議を経て策定されましたので、ご報告いたします。

今回の見直しでは、これまでの基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化、とりわけ新型コロナウイルス感染症に起因する人権問題を新たな課題として見直しを行いました。今後も、社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が顕在化してくることも考えられますことから、常に、社会の動向を把握し、新たな人権課題に適切に対応していきたいと考えております。以上報告とさせていただきます。

教育長           ただ今、人権に関する総合計画（改定版）に策定について報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員           疑問に思ったことをお聞きします。30ページの「身近な場所で」と書かれた段落で「市の区・自治会での地区別懇談会等」とありますが、これは「人権尊重のまちづくり懇談会」のことでしょうか。別の懇談会があるのでしょうか。

人権推進室長補佐   おっしゃるとおり「人権尊重のまちづくり懇談会」のことになります。

野口委員           わかりました。それから、30ページ最後にある「人権教育推進協議会」ですが、水口支部の大会に出席させてもらったときに、YouTubeで見る人権学習の紹介がありました。これは誰でも使えるということなのでしょうか。

人権推進室長補佐   感染状況によって人が集まることがなかなか難しい状況がありましたので、今回人権教育推進協議会においても、「きらめき人権」という名前であいコムこうかを通して番組を作っているところです。しかし、あいコムこうかにご加入の方しか見ることができないのでYouTubeにアップしてどなたでもご覧いただけるようになっております。研修会などでご使用いただくこともできますし、広く使っていただいて研修の機会としていただけたらと考えております。

野口委員           ありがとうございます。先日の水口支部の人権教育啓発活動の中の資料にありました。広く行き渡れば懇談会がなくても、広く使えると思っていました。3点目になります。言葉の使い方になりますが教え

てください。79ページの「外国人の人権」の「相談・支援」「事業や制度」という項目がありますが、どちらにも「子どもたち」とあります。先日の市長も出席されていた教育総合会議では、「外国人児童生徒」と使っていますし、今年3月に改訂された基底プランでは「外国にルーツのある人たち」とされています。「子どもたち」であれば「児童生徒」ではないかと思えます。滋賀県教育委員会の資料にも「外国人児童生徒」が正式に使われていますので、統一されないのかと思えました。

人権推進室長補佐 「児童生徒」については、おおむね一般的に小学校中学校高校生の年代の子どもたちを指すものとして読み取っていただけたらと考えています。この計画では就学前の子どもを含めますので、なかなか統一できる書きぶりが難しく、「子どもたち」という言葉で統一をさせていただいたところです。

野口委員 ありがとうございます。「関連する分野別計画」についてですが教育大綱はここには関係するのでしょうか。「相談・支援」の項目には、「教育・相談・支援」とあり、「事業や制度」には「子どもたちへのことば、学習および生活の支援」とありますが、教育大綱は当てはまらないのでしょうか。

人権推進室長 教育大綱については、人権に関する総合計画においても連携しながら進めるべきものと考えています。79ページにあります「関連する分野別計画」については、他の計画という意味合いで2つの計画をあげさせていただきました。

野口委員 よくわかりました。

教育長職務代理者 そもそも人権推進課では、この計画をどのように進めておられるのか教えていただきたいと思います。このように総合計画を作ってくださいっていますが、計画を見ますと、資料がいろいろな課から提供されています。私が気になったのは42ページの「児童虐待相談件数」で、性的虐待が令和2年度は3件とあります。小学生中学生の子どもに関することになるのではと思いました。他の部署から上がった数字をまとめてくださって、その後で人権推進課では対応されるのです

か。こういうことがありました、という報告に対し、その3件についてどうなっているのか、人権が守られているかどうかのチェックを、どのような形でされているのか聞かせていただきたいと思います。

人権推進室長 児童虐待を担当する家庭児童相談室とは常に連携をしています。相談の中で、共に関わる方が良い場合についてはケース会議を開いて対応させていただいています。しかし、ご指摘のように報告を受けた後で報告されてきた数字に対してどのように対応していくかという点については弱いと感じているところですので、今後対策を講じていきたいと考えております。

教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

山脇委員 83ページの目標指標についてです。めざす目標として令和6年度、令和10年度に目標数値が入っています。どの項目もですが、令和2年度は平成27年度から下がっています。特に「人権の尊重されるまちの実現に向けて、自分のできる限りの努力をしたい」と考える人の割合は、10ポイント以上下がっています。しかし、令和6年度、令和10年度の目標は非常に高い目標になっています。実際に達成しようとするなら、本気になってやらないと到底達成できない、ただの数字になってしまいます。この数字が独り歩きしないようにしていただきたいと思います。

野口委員 関連してですが、時代背景、社会状況を見ると原因があるのではないかと思います。新型コロナウイルス感染症もありました。分析されていることがあれば教えていただきたいです。それを踏まえたうえで令和6年度の目標があると思います。

人権推進室長補佐 ご指摘いただいた通り、実績として平成27年度に比べ令和2年度については大きく数字が下がっているところです。コロナ禍の中で、これまでの啓発が人を集めて実施することを主体にしていたし、人のつながりという面がウエイトを占めていたように思われます。これまで鳴りを潜めていた人権問題が実際に取り沙汰されたり、感じられたりする場面が増えてきた中で、実際人権が尊重されるまちになっているかと問われたときに、そうではないと感じる人が多くなった結

果かと感じています。人権に関する学習会に参加したことがある人の割合についても、平成27年度や、それ以降の年度につきましても、徐々に上がってきたところでした。実際にまちづくり懇談会を含め様々な形でありましたが、昨年度なかなか実施ができなかったところから数字としては下がっていったものと考えています。最後の「人権の尊重されるまちの実現に向けて、自分のできる限りに努力したい」と考えるについてですが、根拠があるものではありませんが、現実的に人権問題が取り沙汰され厳しい現実に向き合った時に、実際に自分に何ができるだろうかと問われたときに、答えに困られているというのが見えてきたと思っています。ですので、これからの研修の仕方についてはICT活用も含めますけれども、内容として、ただ知識を得るもの以上に自分に少しでも何ができるのか、研修会でそのような内容についてどのようにすれば人と話し合えるのか、手法も含めそのような観点を入れる必要があると思っています。そのようなセミナー、研修会等を開催していくことが、数字としても市民の皆さまにとっても人権が尊重されるまちに向けて、少しでも明るい展望を持てる形につながると考えています。

教育長                    よろしいでしょうか。他にご質問等はございませんでしょうか。

野口委員                79ページの教育・啓発についてです。多文化共生に向けた教育・啓発について、先ほど聞いていただいた貴生川小学校の例からいえば、貴生川小学校の国際理解学習は、総合学習、人権教育、国際教育に関わる学習です。考えてみれば、教育委員会の中でも人権学習と生涯学習、学校教育が一緒になっています。なので、関係する機関の中での情報共有、例えば国際教育がどの視点でどんなふうに行っているか、人権教育がどのような視点でどんなふうに行っているかなど、横断的に情報共有して重なればもっと効率的にできるのではないかと思います、その点についてはどうですか。

人権推進室長補佐    まだまだ重なりとしては十分でない部分があるかもしれませんが、人権教育総合推進事業を進めているなかでは学校教育課や保育幼稚園課、人権教育推進協議会から参加いただいています。学校、園、

自分たちも含め生涯学習や、学校教育で取り組んでおられることについて発表いただいたり、協議したりという取り組みは進めさせていただきます。市民の皆さまの中に活動いただいている方がおられると思いますが、まだそこまで十分に横断的な重なりを広げることはできていません。しかし、学校は学校、生涯学習は生涯学習と分けてではなく、つながり意見交換しながら進めていけたらと考えているところです。

野口委員            ありがとうございます。

教育長                よろしいでしょうか。ただいまありましたように、人権推進室の位置づけというのは、いろいろな分野をコーディネートして結びつける、学校教育や、社会教育、福祉分野にも人権に関わることがあり、そのようなものをコーディネートしながら総合的に進めていくのが人権推進室の業務であると思います。今後ともよろしくお願いします。

教育長                他にご質問等はございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長                それでは、人権に関する総合計画（改定版）に策定については、報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、（４）市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので関係者のみとし、非公開とします

また、次の３．協議事項（１）議案第６４号令和３年第７回甲賀市議会定例会（１２月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取についても、本議会前につき、非公開といたします。

（非公開）

教育長                それでは、再開いたします。

教育長                続きまして、３．協議事項（１）議案第６４号「令和３年第７回甲賀市議会定例会（１２月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、資料６に基づき説明を求めます。

次長（総務・管理担当） 議案第６４号「令和３年第７回甲賀市議会定例会（１２月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について」、その提案理由を

申しあげます。本議案は11月29日から開会されます市議会定例会に提出する議案のうち、教育に関する事務に係る議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求めるものであります。

提出を予定しております、教育に関する事務に係る議案は甲賀市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、令和3年度甲賀市一般会計補正予算（第8号）、指定管理者の指定につき議決を求めることについて2件の計4件であります。資料6の3枚目、議案第64号別紙1をご覧ください。

まず、1、条例一部改正でございますが、甲賀市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

資料を2枚めくっていただいた別紙2の2枚目をお願いします。本議案は、甲賀市鮎河公民館について、平成30年3月に閉園になりました鮎河保育園の跡地に移転を予定していることから、移転に伴い位置等を改めるため、甲賀市公民館条例の一部を改正するものであります。なお、この条例は、令和4年4月1日から施行することといたします。

資料に戻りまして再度別紙1をお願いいたします。

次に、2、補正予算案件の令和3年度甲賀市一般会計補正予算（第8号）でございます。補正予算の規模としましては、歳入合計246万2千円の減、歳出合計1,688万2千円の増額補正であります。

補正予算の概要ですが、まず今回の補正では、各科目の職員給与費で正規職員の人事異動による人件費の組み換えを計上しておりますが、その説明につきましては省略いたしますので、ご了承いただきますようお願いいたします。また、歳入予算につきましては、この後の歳出予算にあわせてご説明申し上げます。

それでは別紙1の2ページをご覧ください。歳出の教育総務費、教育振興費、学校教育振興事業の390万円の減は新型コロナウイルス感染症の影響による市水泳記録会、市陸上記録会、県陸上記録会、市音楽会の中止に伴い、会場への移動用の自動車借上料を減額するもの

であります。

次の教育支援事業の305万7千円の減は、会計年度任用職員の看護師、特別支援員の任用実績に伴う人件費の減であり、あわせて歳入の補助金につきましても減額するものであります。

次に、小学校費、小学校管理費、小学校管理運営経費50万5千円は、会計年度任用職員の学校用務員の配置実績によるもの、次の教育振興費、小学校教育振興事業の235万6千円の減は、1団体からいただきました寄附金で小学校図書を購入する経費20万円の増と、会計年度任用職員の教科担任小学校教諭の配置実績による256万6千円の減でございます。

次に、中学校費、教育振興費、中学生国際交流事業の379万6千円の減は、昨年度に続き新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の国際交流事業であるアメリカミシガン州への生徒の派遣・受入を中止するためその経費を減額するものであります。

続きまして、社会教育費、社会教育総務費、青少年育成事業123万3千円は、会計年度任用職員の少年センター所長および補導員の任用実績に伴うもの、公民館管理運営経費1万7千円は、会計年度任用職員の社会教育指導員の時間外勤務手当の増でございます。

次に、文化振興事業費、文化振興施設管理運営経費226万2千円は、会計年度任用職員のあいこうか市民ホール館長の任用実績によるもの、文化振興推進事業440万円の減は、和太鼓サウンド等、開催が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことから、事業の補助金を減額するもの、次の文化施設整備事業1,350万円は、碧水ホールのフロアの破損、甲南情報交流センター多目的ホール空調チャンバーボックスの不良により緊急に改修工事を実施する経費であります。

続きまして保健体育費、保健体育総務費、社会体育一般経費401万5千円の減は、東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により聖火リレーの事業規模を縮小せざるを得なかったこと、また、現地での応援などが実施できな

かったことから、関係経費を減額するものであります。

次の社会体育施設管理運営経費 9 万円は、会計年度任用職員の社会体育指導員の任用実績によるもの。スポーツ振興事業 2 9 5 万円の減は、あいの土山マラソン等、開催が予定されていましたがスポーツ振興イベントが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことから事業の負担金、補助金を減額するもの。次のホストタウン事業 6 2 0 万円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響によりシンガポールパラリンピック選手団の事前合宿の受け入れが中止となったことから、関係経費を減額するものであります。以上が、補正予算の主な内容であります。

続きまして、3 ページをご覧ください。3 その他案件、指定管理者の指定につき議決を求めることについてであります。

指定管理者制度は「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を目的に制度化されたもので、施設に関する管理権限を指定管理者に委任出来るものでございます。

指定管理者の指定をしようとする時は、あらかじめ、市議会の議決を経なければならないため、次年度が指定管理期間の始期となる施設について議案を提出するものであります。

今回、令和 4 年 4 月 1 日から新たに指定する施設は、甲賀地域歴史資料保存会に委託するものとして、甲賀市甲賀歴史民俗資料館、特定非営利活動法人歴史の道東海道宿駅会議に委託する甲賀市東海道伝馬館の 2 施設であり、いずれも指定期間は令和 7 年 3 月 3 1 日までの 3 年間であります。

これらは、学識経験者等で構成される市の附属機関である指定管理者選定委員会において、「利用者の公平な利用の確保」や「施設の適切な維持管理」などの選定基準による審査を経て、提出するものであります。

以上が市議会定例会に提出を予定しております、教育に関する事務

に係る議案の概要であります。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第64号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 　　指定管理者についてですが、この2施設の指定管理者については他に希望する団体はあったのでしょうか。

次長（総務・管理担当） 　この2施設につきましては募集方法を非公募としております。それぞれの団体を指定候補者として指定しております。指定管理者の選定につきましては、資料に選定調書を添付して概要等をお示しさせていただいておりますのでご参照ください。

教育長 　　他にご質問等ございませんでしょうか。  
（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、議案第64号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。  
（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、本案については、原案どおり決定いたします。  
それでは10分間の休憩とします。

（休憩）

教育長 　　それでは、再開させていただきます。

教育長 　　続きまして、3協議事項（2）議案第65号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の策定について」、資料7に基づき、説明を求めます。

教育総務課長 　議案第65号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の策定について」、その提案理由を申し上げます。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられております。

本報告書は、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説

明責任を果たすため、令和2年度に実施した事業から評価対象事業を抽出し、教育に関し学識経験を有する方々等で構成する「甲賀市教育行政評価委員会」からの答申を踏まえ、次年度以降の事業のあり方の検討も進めながら、点検及び評価をまとめたものです。

報告書（案）をご覧ください。報告書の構成は、表紙裏面の目次のとおりとなっております。報告書2ページ中段 2. 点検・評価の結果をご覧ください。3. 事業別検証結果につきましては、全4事業のうち、A評価1事業、B評価3事業の結果をいただきました。

では、事業ごとにご説明申し上げます。報告書の3ページ以降事業別の評価シートの右下に記載がございます「教育行政評価委員点検・評価」ならびに「教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み等について」をご覧くださいますようお願いをいたします。

3ページの「学校給食事業」についてでございます。最終評価については、A評価をいただきました。委員の皆さまのコメントといたしましては、地産地消として地元産食材を多く使用し、栄養バランスの取れた安全安心な給食の提供に努められている。また、食物アレルギー対応については、対応食の提供が開始された。今後リスク管理を行いながら対応品目を追加し充実されたい。朝食摂取など望ましい食習慣を身に付けるために食育は重要であり、栄養教諭、学校と連携して積極的に食育を進められたい。また、コロナ禍により中止されている給食センターの見学が再開される際には、市民に対して広報等により取り組みの周知に努められたいとのご意見をいただきました。

評価を踏まえての今後の取り組みといたしましては、東部および西部の2センター体制により、引き続き安全安心で栄養価の高い給食を提供し、効率的、効果的な運営に努めます。アレルギー対応給食の提供については、給食センター、学校等の関係機関との連携を密にし、安全を第一に品目を追加できるよう検討を進め、対応の充実を図ります。また、児童生徒にとって給食が楽しみとなるよう献立の充実を進めるとともに、食材を通じて地域について理解を深め、食への感謝の

気持ちを育むなど食育の推進を図ります。あわせて、市民が給食センター施設を見学する機会を広げ、学校給食に対する理解や食育への関心が高まるよう努めます、としております。

次に4ページの「みなくち子どもの森運営事業」について、最終評価はB評価をいただきました。委員の皆さまのコメントといたしましては、みなくち子どもの森の施設は自然環境を学べる貴重な施設であるが、施設や事業の認知度は低いと思われる。市民にとって甲賀市の豊かな自然を学ぶ身近な場となり活用されるには、様々な広報が必要と考える。実施されているアンケートについては、利用者の施設に対する要望を得られるよう設問を検討し、回答を分析して施設の充実に生かされたい。自然分野を専門とする学芸員が配置されている事を生かして大学等他の専門機関との連携や、小中学校、高等学校の児童生徒の専門的学習の支援など、甲賀市の自然環境研究の拠点として運営を進められたい。調査研究が着実に実施できるよう職員の増員について検討されたい、とのご意見をいただきました。

評価を踏まえた今後の取り組みでは、例年、県内外から多くの学校の受け入れを行い、子どもたちの環境への学びに寄与していますが、今後は、一般市民に対する認知度を高めるために、広報やHP、SNSの活用や出前講座等の実施も検討しながら、甲賀市の豊かな自然の学びの場を多くの方に広められるよう進めてまいります。利用者の満足度を調べるアンケートについても、設問内容を見直し、回答を分析したうえで、より具体的な評価や施設の充実につながるよう努めてまいります。自然環境研究の拠点としての運営については、他の博物館や大学等の専門機関との連携を視野に調査研究を行い、学芸員の専門的学習への資質向上に努めるとともに、職員体制について検討してまいります。また、自然環境学習の実施については、ボランティアや地域の皆様にも協力いただける体制づくりに努めてまいります、としております。

次に5ページの「学校不適應支援事業」6ページ「ケアサポーター派遣事業」につきましては、関連のある事業といたしまして合わせて

点検評価いただきました。しかしながら、説明につきましてはシートごとに別々にさせていただきたいと思っております。まず、5ページの「学校不適應支援事業」についてです。最終評価は、B評価をいただきました。委員の皆さまのコメントといたしましては、不登校など学校不適應の要因は様々であり、状況に応じた対応が必要である。学校支援、家庭支援など、関係機関が連携して支援する体制を充実されたい。また、不登校等の兆しが見えた時には、早期に対応し、学校不適應とならないよう取り組みを進められたい。効果のある支援のため、研修等によりSSW（スクールソーシャルワーカー）、訪問相談員の資質向上を図るとともに、必要に応じて増員を検討されたい。鳴門教育大学への調査研究委託の結果については、教職員やSSW、訪問相談員等と共有し、対策に生かされたい、としてのご意見をいただいたところでございます。

評価を踏まえた今後の取り組みといたしましては、学校支援、家庭支援など、関係機関が連携して支援する体制を充実し、不登校等の兆しが見えた時には、学校不適應とならないよう早期に対応してまいります。効果のある支援のために当面は、県SV（スーパーバイザー）に市SSWへの指導助言および市内学校における不適應事案のケースワークを行っていただき、SSWや担任、担当教員の資質向上を今後とも図ってまいります。鳴門教育大学への調査研究委託事業における調査結果については、報告書とその概要版を全小中学校へ周知し、活用を促すとともに、生徒指導担当への研修会を開催し、各学校での対策に生かしてまいります、とさせていただいております。

次に6ページの「ケアサポーター派遣事業」については、最終評価はB評価をいただきました。委員の皆さまのコメントといたしましては、学校不適應支援事業とケアサポーター派遣事業については、事業を一体化し、連携した事業充実が必要と考える。担任とケアサポーターが一層密に情報を共有し連携することが重要であり、充実した支援ができる体制に取り組まれたい。研修等を行い、ケアサポーターの資質向上を図り、配置を活かした支援を実施されたい、とのご意見をい

いただきました。評価を踏まえての今後の取り組みといたしましては、学校不適応支援事業と本事業は、個別の予算として評価シートとしては別々に分かれています。不適応児童生徒における支援としては関係性が強いものであります。今後、一層連携の充実を図り、一体的な取り組みに努めます。個別対応が必要な児童に対する支援については、学校管理職および生徒指導、教育相談担当、担任による対応策を実施し、あわせて臨機の対応が可能となるようケアサポーターの校内活用や連携の強化を図ります。また、ケアサポーターの研修を充実し、資質向上を図るとともに、担任等と連携し、児童への個別対応を行い、校内における居場所をつくとともに、学習保障に努めます、とさせていただきます。

最後に「第三子以降学校教育支援事業」ですが7ページが小学校、8ページが中学校となっております。事業内容が同じですので合わせて点検評価いただきました。評価についてはB評価をいただいたところでございます。委員の皆さまのコメントといたしましては、シートの左下に目標値がございますが、この成果指標の目標値については、この事業だけでは達成が困難な目標値であり、目標値の再検討が必要であると考えます。多子世帯に対する経済的な支援として教育費の負担減が図られている点について評価される。事業継続にあたっては支援内容、受給者の所得制限について検討されたい。必要とされる支援について、子どもの貧困対策を踏まえ検討を希望する、とのご意見をいただきました。

評価を受けての今後の取り組みでは、現在の成果指標の目標については、市全般における子育て世代の移住・定住促進の一助の施策であり、この事業だけでは達成が困難であると考えております。多子世帯に対する経済的な支援、教育費の負担軽減事業として対象世帯に支給することを目標としています。なお、子どもの貧困対策としては、低所得世帯への支援を要保護・準要保護児童就学援助にて対応してまいります、としております。

今年度実施いただいた点検、評価を最大限に活かし、今後も継続的

に改善や工夫に取り組みながら、市民の皆様によりご満足いただける教育行政サービスの提供と説明責任を果たせるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、議案第65号令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の策定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長           ただ今は議案第65号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長           それでは、議案第65号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長           それでは、本案については原案どおり決定いたします。

続きまして、(3) 議案第66号「甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」資料8に基づき、説明を求めます。

社会教育スポーツ課参事   議案第66号「甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」その提案理由を申し上げます。

スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、設置するものです。今回、甲賀市スポーツ推進審議会委員の任期満了に伴い、「甲賀市スポーツ推進審議会条例」第3条第2項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

任期は令和3年12月1日から令和5年11月30日までの2年間です。委員の構成は、スポーツに関する学識経験を有する者、関係教育機関の職員および関係行政機関の職員の12名で、新規2名、再任10名でございます。

以上、議案第66号「甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」の提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

教育長           ただ今、議案第66号について、説明を受けました。何かご質問等

ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第66号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、4その他、連絡事項などに移ります。(1)令和3年第14回(12月臨時)甲賀市教育委員会について、(2)令和3年第15回(12月定例)甲賀市教育委員会について、および(3)令和4年第1回甲賀市教育委員会委員協議会について、併せて説明をお願いします。

教育総務課長 それではその他連絡事項、委員協議会と定例教育委員会、その他タブレットについてのご説明をさせていただきます。令和3年第14回(12月臨時)教育委員会につきましては、令和3年12月17日(金)午前8時45分から、続きまして、令和3年第15回(12月定例)教育委員会につきましては、令和3年12月27日(月)午後2時から、また令和4年第1回教育委員会1月定例会につきましては、令和4年1月19日(水)午後2時から、令和4年第1回甲賀市教育委員会委員協議会につきましては、令和4年1月26日(水)午後2時から開催させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。委員協議会のテーマにつきましては、現在調整中でございますので追って連絡をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

連絡事項でございますが、本日定例会終了後、本年度導入をいたしましたタブレットをお持ち帰りいただきます。つきましては、次回以降の委員会の資料や連絡等につきましてはタブレットで配信をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

野口委員 17日の社会教育委員との話ですが、どういうきっかけでどういうことをお話するのは別としても、今のコミュニティスクール、共同学校の進捗状況をお聞きしようと思っていました。議会関係やほかの

委員会から貴生川の方に見学があったなどの話が聞こえてきますが、教育委員会としての進捗状況がわからなく、私自身がわかっていないと以前から思っていたので、お話をするにあたって情報がほしいと思います。私たちが知っておくべきことは知らせていただけたらありがたいと思います。

教育総務課長 内容はまだ掌握しておりませんが、社会教育スポーツ課から情報がありましたらタブレットで配信をさせていただいて、当日資料とならないようにさせていただきたいと思います。

教育長 他にご質問等ございませんでしょうか

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、以上をもちまして、令和3年第13回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

[閉会 午後4時00分]